

薩摩川内

広報
さつませんだい

8月10日 災害特別号

7月9日から10日にかけ降り続いた大雨で、市内では複数箇所、がけ崩れや道路損壊、耕地災害が発生し、住家、店舗、医療施設などにおいて多くの浸水被害が発生しました。被害に遭われた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

市街地部につきましては平成5年以來の浸水被害となり、一時国道3号を越え、市役所周辺まで広範囲にわたり冠水しましたが、水が引くと同時に、被害に遭われた方々と力を合わせて、浸水箇所の水のかき出しや搬出作業をされたボランティアの方々に、改めて感謝申し上げます。

現在、市では、国や県、関係機関などと協力し、被

災地の復旧や、被害に遭われた皆さまの一日も早い生活再建に向け全力で取り組んでおり、7月21日には今回の豪雨災害の復旧等に係る6億8512万7千円の補正予算を専決処分いたしました。

今回の補正予算を含め、被害に遭われた皆さまへの支援策や減免措置などを取りまとめ、広報薩摩川内災害特別号として市民の皆さまに広くお届けすることといたしました。さまざまなお相談や心配事への対応など、職員一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞお気軽に皆さまの声を聴かせください。

薩摩川内市長 田中良二



不明な点などありましたら、関係する各相談窓口までご連絡ください。

- 本 庁 / ☎0996(22)8115
 ※アナウンスに従って各内線番号を押してください。
 ☎0996(20)5570
- | | | |
|-----------|-----------------|---------------|
| 樋 脇 支 所 | / ☎0996(37)3111 | ☎0996(37)2252 |
| 入 来 支 所 | / ☎0996(44)3111 | ☎0996(44)3117 |
| 東 郷 支 所 | / ☎0996(42)1111 | ☎0996(42)0767 |
| 祁 答 院 支 所 | / ☎0996(55)1111 | ☎0996(55)1021 |
| 里 支 所 | / ☎09969(3)2311 | ☎09969(3)2912 |
| 上 甕 支 所 | / ☎09969(2)0001 | ☎09969(2)1490 |
| 下 甕 支 所 | / ☎09969(7)0311 | ☎09969(7)0753 |
| 鹿 島 支 所 | / ☎09969(4)2211 | ☎09969(4)2672 |



▲市 HP

発行/薩摩川内市 編集/薩摩川内市役所企画政策部広報室
 所在地:神田町3番22号 ☎(22)8115
 ※アナウンス後、内線 (631・632・633)
 ☎koho@city.satsumasendai.lg.jp



被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

7月中旬の大雨により、向田・平佐地区などを中心に市内各地で多くの被害が発生しました。被災された方々に、災害復旧や支援のための、さまざまな制度をお知らせします。

ぜひ、ご利用ください。

※被害の程度や要件を満たす方は、各種制度を受けられる場合があります。お気軽にご相談ください。

1 市税、手数料などの免除・減免について

(1)市税の減免

ア 個人市県民税・国民健康保険税の減免 【窓口】税務課 市民税 G (内線 2231)
 災害により自己所有(配偶者および扶養親族を含む)の住宅または日常使用している家財の損害が10分の3以上の方で、そのほか一定の要件を満たす方について適用されます。また、翌年度の申告において、雑損控除の対象となる場合があります。

イ 固定資産税の減免 【窓口】税務課 土地・家屋 G (内線 2241・2251)
 土地、家屋および償却資産に対する被害規模などが所有資産の10分の2以上である場合、適用されます。

(2)水道料金・下水道使用料の減免 【窓口】水道局経営管理課 企画業務 G (20)8501
 浸水被害にあった住家および店舗・事業所などの給水契約者に対し、7月使用分相当額を減免します。なお、減免に係る手続きは必要ありません。

(3)第1号被保険者(65歳以上)に係る介護保険料の減免 【窓口】高齢・介護福祉課 介護指導 G (内線 2622)
 家屋などの資産について、被害の程度により、介護保険料の減免措置を受けられる場合があります。また、介護サービスの利用者負担額の減額・免除も受けられる場合がありますので、ご相談ください。

(4)保育所入所者(3歳未満児)に係る保育所保育料の減免 【窓口】子育て支援課 保育 G (2362・2363)
 住宅や家財などの資産、または災害により著しく収入が低下すると見込まれる場合などについて、その被害の程度や状況に応じて、一定の要件を満たす場合、保育料の減免措置を受けられる場合がありますのでご相談ください。

2 り災証明書の発行について 【窓口】障害・社会福祉課 社会福祉 G (内線 2171)
 災害により家屋などに被害を受けた方が、保険金の請求や融資などの手続きに必要な場合に「り災証明書」を発行します。

3 災害復旧の補助などについて

(1)自治公民館等敷地および宅地(民有地)の崩土等除去の補助 ※次ページに続く
【窓口】○自治公民館等敷地に関すること／地域政策課 コミュニティ・生涯学習 G (内線 4614)
 ○宅地(民有地)に関すること／建設維持課 建設管理 G (内線 3323)

補助金の区分	対象者	補助金の額	備考
自治公民館等敷地の崩土等除去	自治公民館などの管理者	工事費が ① 75,000円未満の場合＝ 25,000円を控除した額	隣接地などから流入、または隣接地などへ流出した土砂、がれき、樹木などの除去および埋め戻しを行うための工事
宅地に係る民有地の崩土等除去	所有者または借地権者	② 75,000円以上 300,000円以下の場合＝ 2/3の額	
		③ 300,000円を超える場合＝ 200,000円	

(2)農地に係る災害復旧などの補助 【窓口】耕地課 施設維持 G (内線 4421)

補助金の区分	対象者	補助金の額	備考
農地に係る災害復旧	所有者または受益者	崩土などの除去または農地の復旧に要する工事費が ① 75,000円未満の場合＝ 25,000円を控除した額 ② 75,000円以上 400,000円以下の場合＝ 2/3の額 ③ 400,000円を超える場合＝ 267,000円(上限)	崩土除去や流出した農地の埋め戻しなどの農地としての機能を復旧するための工事

(3)がけ地近接等危険住宅移転補助制度 【窓口】建築住宅課 建築指導 G (内線 3643)

土砂災害特別警戒区域内にある住宅または高さ2mを超え、勾配が30度を超えるがけに近接する住宅から安全な場所に移転するための費用として、危険住宅の除却費用および安全な住宅取得に融資を受けた利息額を補助する制度です。諸条件がありますので詳細はお問い合わせください。

4 融資・助成制度など

(1)農林水産業従事者への融資制度 【窓口】日本政策金融公庫 鹿児島支店 ☎099(805)0511
 北さつま農業協同組合 本所 ☎(53)1123
 北さつま農業協同組合 川内総合支所 ☎(27)0134

今回の災害により影響を受けた農林漁業や農林水産物の加工・流通業を営む方を対象に、公庫資金の融資や返済に関する相談が受けられます。

資金名	資金の用途(※1)	融資限度額	融資期間(うち措置期間)
農林漁業施設資金(災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%または1施設あたり300万円(特例1施設あたり600万円(※2))のいずれか低い額	15年以内(3年以内)
農林漁業セーフティネット資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一般＝600万円 特認(※3)＝年間経費などの6/12以内	10年以内(3年以内)

※1 災害を原因としてこれらの資金を利用いただく場合には、り災証明書(P2-2参照)などが必要です。
 ※2 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。
 ※3 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模などから融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

(2)中小企業者への融資・利子補助制度 ※次ページに続く
ア 災害復旧のための資金融資制度 【窓口】川内商工会議所 ☎(22)2267
 薩摩川内市商工会本所 ☎(44)2045 および各支所
 日本政策金融公庫 川内支店 ☎(20)2191
 災害復旧のための設備資金や運転資金の借入れの相談を受け付けています。

イ 中小企業災害復旧資金利子補助金制度 【窓口】経済政策課 経済 G (内線 5751)
 被災された中小企業の方で、対象資金の融資を受けた場合、その支払利息の一部を補助します。

対象資金	利子補助の対象融資額	補助額	交付期間
緊急災害対策資金 (鹿児島県中小企業融資制度)	1,500万円まで	支払利息の一部	5年以内
日本政策金融公庫および商工中金の災害復旧のための資金			

(3)災害り災者援護措置制度 【窓口】障害・社会福祉課 社会福祉 G (内線 2171)

被災された方で、一定の要件(住家の全壊・半壊・流失および床上浸水など)を満たす場合、見舞金および援護物資などが支給されます。

(4)災害援護資金の貸付け 【窓口】障害・社会福祉課 社会福祉 G (内線 2171)

被災された世帯主に対し、被災の状況、程度および世帯の所得状況などに応じ、生活の立て直しに資するための災害援護資金の貸し付けが受けられます。

(5)生活福祉資金貸付制度 【窓口】社会福祉協議会本所 ☎(29)5589 および各支所

被災された方で一定の要件を満たす場合、住宅資金や災害援護資金の貸し付けが受けられます。

5 その他

(1)市営住宅への入居 【窓口】建築住宅課 住宅管理 G (内線 3613)

災害により、その住居に居住することが困難な場合で、市営住宅への入居を希望される方は、一定の条件で入居できます。

(2)就学援助制度 【窓口】各小・中・義務教育学校／教育総務課 就学支援 G (内線 5121・5122)

災害によって就学が困難となった児童・生徒に対し、学用品費や給食費などの支援を行うものです。

(3)浸水家屋等の消毒 【窓口】市民健康課 予防 G ☎(22)8811

市では、感染症の発生予防のため、川薩保健所長の指示により、浸水家屋等の消毒を実施しました。

国管理の排水機場の円滑な運転管理について

この度の大雨に関連して、春田川下流の排水ポンプ施設(向田排水機場)では、起動操作時に2台のポンプのうち、1台のポンプの始動の遅れがありました。これを受け、管理者(国)において、直ちに業者を手配し、処置を施して運転を開始しましたが、約2時間30分の間、1台のポンプが稼働していませんでした。

原因については、現在調査中ではありますが、市においては、この状況を重く受け止め、7月13日(火)に、「国管理の排水機場の円滑な運転管理について」、田中市長が塩田康一鹿児島県知事とともに国土交通省へWEB要望活動を行いました。

また、7月28日(水)には、鶴田ダムを視察に訪れた赤羽国

土交通大臣に対し、田中市長から、東郷町山田川周辺の被災箇所を訪れた赤澤内閣府副大臣に対しては、川添市議会議長および福元副市長から、「7月9日からの大雨による被害への支援措置に関する要望」を行いました。

7月29日(木)以降には、国土交通省川内川河川事務所、県土木部河川課と合同で地区代表者の皆さんおよび地区住民の皆さんへ今回の事象と当面の対策に関して、随時説明会を開催しているところであります。

本件については、発生した事象について検証するとともに、課題の抽出、改善策の検討を行い、国、県、市で連携して今後の必要な対策を講じてまいります。

